# 鹿児島県公報

令和5年3月24日(金)第398号の6



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(※)

(会計課取扱い) 1

公安委員会規則

○鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則(※) (警務課取扱い)2

## 規則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月24日

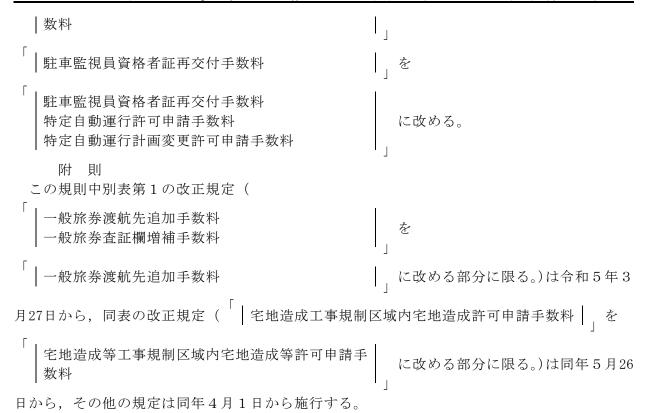
鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第8号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 鹿児島県証紙条例施行規則(昭和39年鹿児島県規則第3号)の一部を次のように改正する。

宅地造成等工事規制区域内宅地造成等許可申請手

に、



## 公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則 をここに公布する。

令和5年3月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

#### 鹿児島県公安委員会規則第14号

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する 規則

(鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則(昭和29年鹿児島県公安 委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第4条中「および」を「及び」に改める。

第7条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

別記第1号様式備考3及び別記第2号様式備考中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(鹿児島県地方警察職員の初任給調整手当支給規則の廃止)

第2条 鹿児島県地方警察職員の初任給調整手当支給規則(昭和36年鹿児島県公安委員会規則 第21号)は、廃止する。

(鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則(昭和39年鹿児島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年鹿児島県条例第33号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「または、」を「又は」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た

額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端 数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(鹿児島県地方警察職員の初任給,昇格,昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成3年鹿児島県公安 委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

「第8章 降号 「第8章 特別の場合における号給の決定(第39条―第42条) 目次中 第9章 特別 第9章 雑則 (第43条) 第10章 雑則

(第38条の2)

の場合における号給の決定(第39条―第42条) に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に 次の1号を加える。

(3) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第13条第1項中「別表第7の2」を「別表第7の3」に改める。

第21条第4項中「昇格させた場合におけるその者の号給は」を「昇格させる場合において、 前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる ときは」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に 改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(降格)

- 第21条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位 の職務の級に決定するものとする。
- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績 を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類さ れている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させるこ とができる。

第22条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、 かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対する別表第7の2に定める降格時号給対応 表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第32条第5項中「別表第7の2」を「別表第7の3」に改める。

第9章を第10章とし、第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 降号

第38条の2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けてい た号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給 の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

別表第7の2を別表第7の3とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2 (第22条関係)

降格時号給対応表

## 公安職給料表

降格した日の前日に受			降	格後	の号	給		
けていた号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18

7	14	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	25	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	37	41	49	33	33	37	37
26	33	38	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	

57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	86	89	97	125	87	93		
78	88	90	98	125	88	93		
79	90	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122				1	
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141				1	
103	125	125	141				1	
104	125	128	141				<del>                                     </del>	
	120							
105	125	131	141					

107	125	137	141			
108	125	140	141			
109	125	142	141			
110	125	144	141			
111	125	145	141			
112	125	145	141			
113	125	145	141			
114	125	145	141			
115	125	145	141			
116	125	145	141			
117	125	145	141			
118	125	145	141			
119	125	145	141			
120	125	145	141			
121	125	145	141			
122	125	145	141			
123	125	145	141			
124	125	145	141			
125	125	145	141			
126	125	145				
127	125	145				
128	125	145				
129	125	145				
130	125	145				
131	125	145				
132	125	145				
133	125	145				
134	125	145				
135	125	145				
136	125	145				
137	125	145				
138	125	145				
139	125	145				
140	125	145				
141	125	145				
142	125					
143	125					
144	125					
145	125					

# 

1 17 2 18 18 1 1 2 2								
降格した日の前日に受			降	格後	の号	給		
けていた号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24

<del></del>	10	_	ı	<i>,</i> , ,	+0
鹿	児	島	県	公	報
JEF.	JI.	-	जर	$\Delta$	<del></del> 1X

9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	59	41	41	33	33	42	38	45
26	62	42	42	34	34	44	40	45
27	65	43	43	35	35	46	42	45
28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	70	45	45	37	37	52	52	45
30	72	46	46	38	38	56	57	45
31	74	47	47	39	39	67	61	45
32	76	48	48	40	40	80	61	45
33	78	49	49	41	41	82	61	45
34	80	50	50	42	42	84	61	45
35	82	51	51	43	43	85	61	45
36	84	52	52	44	44	85	61	45
37	86	53	53	45	45	85	61	45
38	88	54	54	46	46	85	61	45
39	90	55	55	47	47	85	61	45
40	92	56	56	48	48	85	61	45
41	93	58	57	49	50	85	61	45
42	93	60	58	50	52	85	61	10
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85	<u> </u>	
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85	<del>                                     </del>	
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
	90	141	114	00	90	00		

59	93	125	113	67	93	85	I
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
							1
107	93	125					

# 鹿 児 島 県 公 報

109	93	125	1	1		
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

## ウ研究職給料表

ウ 研究職給料表				
降格した日の前日に受		降格後	の号給	
けていた号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50
24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70

31	66	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	86	115	67	73
42	88	120	70	73
43	90	121	74	73
44	92	121	78	73
45	93	121	82	73
46	94	121	86	73
47	95	121	89	73
48	96	121	89	73
49	97	121	89	73
50	98	121	89	73
51	99	121	89	73
52	100	121	89	73
53	102	121	89	73
54	104	121	89	73
55	106	121	89	73
56	108	121	89	73
57	111	121	89	73
58	114	121	89	73
59	117	121	89	73
60	120	121	89	73
61	121	121	89	73
62	121	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		

81	121	121	
82	121	121	
83	121	121	
84	121	121	
85	121	121	
86	121	121	
87	121	121	
88	121	121	
89	121	121	
90	121		
91	121		
92	121		
93	121		
94	121		
95	121		
96	121		
97	121		
98	121		
99	121		
100	121		
101	121		
102	121		
103	121		
104	121		
105	121		
106	121		
107	121		
108	121		
109	121		
110	121		
111	121		
112	121		
113	121		
114	121		
115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

# 工 医療職給料表

降格した日の前日		降	各後の男	テ 給	
に受けていた号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26

7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93

鹿	児	島	県	1/\	報
庇	ゾ	馬	示	7	羊以

57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
	+	l	l		. i

		-			
鹿	IP		III	7.1	ᆂᄆ
122	'H	馬	乐	1/3	轮
JEC	76	ш	715	_	ᅚᄊ

107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153	120		
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
	169	153			
119 120	169				
		153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				
工 汽车啦公 以 丰	103		Ī	1	L

才 海事職給料表

降格した日の前日				降	格	後	の	号	給			
に受けていた号給	1	級	2	級		3	級		4	級	5	級

1	17	21	17	17	13
2	18	22	18	18	14
3	19	23	19	19	15
4	20	24	20	20	16
5	21	25	21	21	17
6	22	26	22	22	18
7	23	27	23	23	19
8	24	28	24	24	20
9	25	29	25	25	21
10	26	30	26	26	22
11	27	31	27	27	23
12	28	32	28	28	24
13	29	34	29	29	25
14	30	36	30	30	26
15	31	38	31	31	27
16	32	40	32	32	28
17	33	42	33	33	29
18	34	44	34	34	30
19	35	46	35	35	31
20	36	48	36	36	32
21	38	53	39	38	33
22	40	58	42	40	34
23	42	63	45	42	35
24	44	68	48	44	36
25	46	69	50	46	37
26	48	69	52	48	38
27	50	69	54	50	39
28	52	69	56	52	40
29	53	69	59	53	41
30	54	69	62	54	42
31	55	69	65	55	43
32	56	69	68	56	44
33	57	69	69	60	45
34	58	69	69	64	46
35	59	69	69	68	47
36	60	69	69	72	48
37	61	69	69	76	51
38	62	69	69	80	54
39	63	69	69	85	57
40	64	69	69	90	60
41	65	69	69	95	62
42	66	69	69	100	64
43	67	69	69	101	66
44	68	69	69	101	68
45	69	69	69	101	70
46	70	69	69	101	75
47	71	69	69	101	80
48	72	69	69	101	85
49	75	69	69	101	89
50	78	69	69	101	89

_					
鹿	児	島	県	公	報
<del></del>	112	=	므	115	ᄍЮ
IFF.	JI.		ऋ		+1X

51	81	69	69	101	89
52	84	69	69	101	89
53	85	69	69	101	89
54	85	69	69	101	89
55	85	69	69	101	89
56	85	69	69	101	89
57	85	69	69	101	89
58	85	69	69	101	89
59	85	69	69	101	89
60	85	69	69	101	89
61	85	69	69	101	89
62	85	69	69	101	89
63	85	69	69	101	89
64	85	69	69	101	89
65	85	69	69	101	89
66	85	69	69	101	89
67	85	69	69	101	89
68	85	69	69	101	89
69	85	69	69	101	89
70			69	101	89
71			69	101	89
72			69	101	89
73			69	101	89
74			69	101	
75			69	101	
76			69	101	
77			69	101	
78			69	101	
79			69	101	
80			69	101	
81			69	101	
82			69	101	
83			69	101	
84			69	101	
85			69	101	
86			69	101	
87			69	101	
88			69	101	
89			69	101	
90			69		
91			69		
92			69		
93			69		
94			69		
95			09		
96					
30			69		
			69 69		
97			69 69 69		
			69 69		

101 69

(鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年鹿児島 県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第2項及び第3条の2第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第2項及び第3条の2第1項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正)

第6条 再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則(平成14年鹿児島県公安 委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則

本則第1号を次のように改める。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 給与条例第4条第9項

本則第2号中「, 第6項若しくは第9項」を「若しくは第6項」に改める。

(鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第7条 鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則(平成23年鹿児島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「昭和29年鹿児島県条例第33号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第2条に見出しとして「(支給職及び支給額)」を付し、同条第2項を次のように改める。

2 職員 (次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の3項を加える。

- 3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
  - (1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員 鹿児島県地方警察職員の勤務時間,休暇等に関する条例 (平成7年鹿児島県条例第27号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
  - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
  - (3) 育児休業法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額
  - (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第

3に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。 第3条中「前条第2項」を「第2条第5項」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(端数計算)

第3条 前条第2項,第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定 する調整基本額に1円未満の端数があるときは,それぞれその端数を切り捨てた額をもっ て,これらの規定の額とする。

(給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

第4条 給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用 については、当分の間、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を 乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100 円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第21級の項中「。ただし、1号給7,236円」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

### 調整基本額表

#### 公安職給料表

	(M) 11 1X								
職務	の級			調	整	基	本	額	
1	級	6,400円							
2	級	7,200円							
3	級	8,500円							
4	級	9,200円							
5	級	9,600円							
6	級	10,300円							
7	級	11,300円							
8	級	12,300円							·
9	級	13,600円	·	·					

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

- 第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等 に関する条例(令和4年鹿児島県条例第27号)をいう。
  - (2) 令和5年旧法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の地方公務員法をいう。
  - (3) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第7条に規定する暫定再任用職員をいう。
  - (4) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条に規定する暫定再任用短時間 勤務職員をいう。
  - (5) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
  - (6) 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)をいう。
  - (7) 施行日 この規則の施行の日をいう。
  - (8) 旧条例再任用職員 施行日前に令和5年旧法第28条の4第1項,第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(改正後の鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則における暫定再任用 短時間勤務職員に関する経過措置) 第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規 定による改正後の鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則第2条の規定 を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

第4条 令和4年改正条例附則第20条の規定によりその例によることとされている令和4年改 正条例附則第5条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任 用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

- 第5条 次の各号に掲げる職員について,当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の 端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
  - (1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第20条の規定によりその例によるこ ととされている令和4年改正条例附則第5条
  - (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定により 短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第20条の規定によりその例 によることとされている令和4年改正条例附則第4条(前条の規定により準用する場合を 含む。)の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第3条

(改正後の鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則における暫定再任用職員に関 する経過措置)

- 第6条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は,定年前再任用短時間勤務職 員とみなして、第7条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する 規則(次項及び次条第1項において「改正後の調整額規則」という。)第2条第4項の規定を 適用する。
- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の調整額 規則第2条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 第7条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号。次項にお いて「給与条例」という。)第6条の規定により給料の調整を行う官職(次項において「給料 の調整額適用官職」という。)を占める令和4年改正条例附則第35条の規定によりその例によ ることとされている令和4年改正条例附則第24条第1項又は令和4年改正条例附則第25条第 1項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち, 当該官職に係る令和4年改正条例第14条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の定年 等に関する条例(本項において「令和5年旧定年条例」という。)第3条に規定する年齢(令 和4年改正条例附則第35条の規定によりその例によることとされている令和4年改正条例附 則第28条各号に規定する官職にあっては、その官職が施行日の前日に設置されていたものと した場合における令和5年旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該官職に係る年齢) に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基 準額に達しないこととなるものには、改正後の調整額規則第2条及び第3条並びに前条の規 定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た 額(暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の調整額規則第2条第3項第1号 に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じ て得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調 整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の100分の25を超えるときは、 給料月額の100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める額をいう。
  - (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用官職を占める旧条例再任用職員であった職員 であって、施行日において引き続き給料の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員と なり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員(第 3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用官職を占めることとなった特定暫定再任用職員

(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用官職を占める旧条例再任用職員となったとした場合に令和4年改正条例第8条の規定による改正前の給与条例(次号において「令和5年旧給与条例」という。)及びこれに基づく公安委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第7条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用官職以外の官職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用官職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用官職を占める旧条例再任用職員となったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、令和5年旧条例及びこれに基づく公安委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第7条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
  - ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
  - イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の 給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧条例再任用職員でなかった者にあっては同 日に旧条例再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者に あっては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5 年旧給与条例及びこれに基づく公安委員会規則等の規定により同日にその者に適用され ることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)